



# 全農薬通報

No.249

平成19年6月20日

\*\*\*\*\* も く じ \*\*\*\*\*

◎ 組合からのお知らせ

各団体理事会及び総会

第2回農薬適正使用指導強化協議会

組合員異動

◎ 平成19年度農薬危害防止運動実施

◎ 農薬適正使用に係る対応の強化について

◎ 平成19農薬年度2月期、3月期、4月期農薬出荷概況

◎ 平成19年農業生産の技術指導について

◎ 新刊紹介

◎ 主な行事予定

◎ 全農薬ひろば

全国農薬協同組合=東京都千代田区内神田3-3-4(全農薬ビル)〒101-0047/電話(03)3254-4171(代表)  
FAX (03)3256-0980

回 覧							

## 組合からのお知らせ

### 1. 平成19年度農薬危害防止運動の実施

本年も農林水産省、厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市及び特別区共催の農薬危害防止運動が展開されています。全国農薬協同組合理事長宛にも、平成19年5月29日付、厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長から「平成19年度農薬危害防止運動の実施について」の通知があったので、その全文を9頁に掲載します。

なお、今回の運動の改正ポイントは以下の通りです。

#### ①実施期間

6月1日～30日の1ヵ月間とし、農薬の使用実態等にあわせて、可能な限り長期に取り組むことを要請。

#### ②農薬適正使用の指導強化

ポジティブリスト制度施行後1年が経過し、残留農薬基準値の超過事例をもとに「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」の通知が発出されたところであり、通知の周知徹底及び関係者の連携のもとでの指導強化を再徹底。

#### ③農薬の適正販売強化

農薬を悪用した事件が増加しているため、特に毒物及び劇物の販売について、法律の周知及び遵守を徹底。

#### ④立入検査の重複回避

毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査が、同一年度に重複して実施されることがないように、各担当部局間の連絡を密にし、相互の情報の共有化を徹底。

#### ⑤その他

実施事項について、順序を入れ替えて、実施内容を簡素化し、わかりやすく記述。

全農薬では、これの一環として、週日、農薬危害防止運動用ポスターを安全協県幹事経由で各組合員に配布しました。また全農薬独自の事業として、「マスク・防除衣等の着用に関するアンケート調査」や「農産物、農薬に関するアンケート調査」等を継続して実施しています。これらの対策は、いずれも農薬の取扱いに関する基本姿勢に係る事項なので、積極的に参加協力し運動の推進に努めましょう。

### 2. (財)報農会第97回理事会、第11回評議員会

(1) 日 時 平成19年5月17日(金) 10:00~12:00

(2) 場 所 学士会館分館（本郷）

(3) 議 題

- ① 平成 18 年度事業報告に関する件
- ② 平成 18 年度収支決算に関する件
- ③ 育英費交付者に関する件
- ④ 役員互選に関する件
- ⑤ その他

### 3. (社)農林水産航空協会第 138 回理事会及び第 99 回総会

(1) 日 時 平成 19 年 5 月 24 日（木） 14：00～

(2) 場 所 全共連ビル 会議室

(3) 議 題

- ① 平成 18 年度事業報告承認に関する件
- ② 平成 18 年度収支決算承認に関する件
- ③ 役員改選に関する件
- ④ 会員・賛助会員の入会に関する件

(4) 出席者 松木理事長

### 4. (社)日本植物防疫協会第 82 回理事会及び第 62 回通常総会

(1) 日 時 平成 19 年 5 月 25 日（金） 14：00～

(2) 場 所 ホテル ラングウッド 「鳳凰」

(3) 議 題

- ① 平成 18 年度事業報告及び収支決算報告に関する件
- ② 平成 19 年度事業計画及び収支予算案に関する件
- ③ 平成 19 年度借入金借入限度額に関する件
- ④ 会費及び会費徴収方法に関する件
- ⑤ 役員改選に関する件
- ⑥ 役員報酬等に関する件
- ⑦ 正会員の移動に関する件

(4) 出席者 松木理事長 弓削参事 宮坂技術顧問

## 5. (財)残留農薬研究所第80回理事会

- (1) 日 時 平成19年5月29日(火) 11:00~13:00
- (2) 場 所 法曹会館2階 高砂の間
- (3) 議 題
  - ① 平成18年度事業報告及び収支決算に関する件
  - ② 評議員の選任に関する件
  - ③ その他
- (4) 出席者 松木理事長、羽岡副理事長

## 6. (社)緑の安全推進協会平成19年度第1回理事会及び第12回通常総会

- (1) 日 時 平成19年5月31日(木) 13:30~15:00
- (2) 場 所 日本橋倶楽部会館(2F会議室)
- (3) 議 題
  - ① 平成18年度事業報告及び収支決算に関する件
  - ② 平成19年度事業計画及び収支予算に関する件
  - ③ 役員を選任に関する件
  - ④ 常勤役員の報酬に関する件
  - ⑤ その他
    - ア. 会員の入会及び退会について
    - イ. 各委員会委員の交代及び選任について
    - ウ. その他
- (4) 出席者 弓削参事 宮坂技術顧問

## 7. 平成19年度農薬危害防止運動の実施に関する打合会議

- (1) 日 時 平成19年6月6日(水)13:30~14:30
- (2) 場 所 農林水産省共用第15会議室(本館7階ドア番号778)
- (3) 議 事
  - ①平成19年度農薬危害防止運動の取組方針について(説明)
  - ②本年度の推進方針について(出席者より報告)

③平成 20 年度以降の取組に関する考え方について(自由討議)

(4) 出席者 宮坂技術顧問

## 8. 第 6 回「総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 検討会」

(1) 日 時 平成 19 年 6 月 11 日(月)15:30~17:30

(2) 場 所 農林水産省特別第 2 会議室 (本館 4 階)

(3) 議 事

①IPM の普及・定着に向けた今後の対応方針について

②その他

(4)出席者 事務局からの参加無し

※検討会の概要は 17 頁に掲載します。

※当日の資料事務局で保管、関心のある方は事務局まで。

## 9. 19 年度植物防疫全国協議会通常総会及び第 13 回農作物病害虫防除フォーラム

(1) 日 時 平成 19 年 6 月 12 日(火) 12:30~17:30

(2) 場 所 農林水産省講堂 本館 7 階

(3) 議 題 (12:30~13:15)

①平成 18 年度事業報告及び収支決算

②平成 19 年度事業計画及び収支予算

③会費の賦課額及び徴収方法について

(4) 演 題 (13:30~17:30)

○病害虫発生予察シミュレーションモデルの活用と課題について

①山口県における水稲予察シミュレーションモデルの活用と課題について

山口県農林総合技術センター農業技術部資源循環研究室 野崎 匠

②より活用しやすい発生予察情報を目指す「果樹・茶害虫発生予察モデルの利用」

長崎県病害虫防除所 発生予察班 主任技師 障野泰明

○農家自身で活用可能な要防除水準の設定及び地図カルテ手法

大阪府環境農林水産総合研究所 食の安全研究部 防除土壌グループ

総括研究員 田中 寛

○農家自身によるかんきつ類病害虫防除適期判断

佐賀県果樹試験場 特別研究員 井手洋一

○土着天敵を温存した園芸作物の減農薬害虫防除技術

埼玉県農林総合研究センター 副所長 根本 久

○総合討論 座長：植物防疫全国協議会会長

(5) 出席者：宮坂技術顧問

※ 当日の資料事務局で保管、関心のある方は事務局まで。

## 10. ぐんま科学フォーラム in Tokyo「有機リン問題」の最前線

5月11日に東京都内のヤクルトホールで開催されたフォーラムに宮坂技術顧問が出席したので、その概要を18頁に掲載します。

※ 当日配布資料を事務局で保管、関心のある方は事務局まで。

## 11. 第1回「GAP手法導入・推進会議」

農林水産省は「GAP手法」の導入・推進に係る国の取組方針について、6月15日、国全体としてGAP手法の導入・推進を図るため、学識経験者、生産者団体、流通団体、消費者団体等、関係者による第1回会合を開催し、GAP手法導入・推進会議の具体的な進め方について意見の統一を図った。

主な検討内容は以下の通り。

- GAP手法に係る国の取組方針について
- 意見交換
- GAP手法導入・推進会議の具体的な進め方について
- その他

当日決定の「GAP手法導入・推進会議の具体的な進め方」については21頁に掲載します。

## 12. 組合員異動

◎組合員代表者変更

- 九州日紅輪 旧：森 暢征 新：山下友成 (佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県)

○繻サカタのタネ 旧：高橋英夫 新：坂田 宏

◎賛助会員住所変更（移転）

○大塚化学株式会社 新：〒101-0048 千代田区神田司町 2-2 大塚製薬神田第 2 ビル  
電：03-5297-2626 FAX：03-5297-2777

◎支部長交代

【栃木県】旧：宮田 勇 新：根岸 栄（カネコ種苗宇都宮支店）

【島根県】旧：坂本真一 新：大久保耕治（山陽薬品島根支店）

◎安全協幹事

【島根県】旧：三浦 洋 新：高橋正人（山陽薬品島根支店松江営業所）

◎郵便番号変更

○グリーンテック株式会社福岡営業所 旧：816-0093 新：812-0893  
住所変更なし

### 13. 農薬出荷概況

農薬工業会より、平成 19 農薬年度 2 月度から 4 月度までの出荷概況が送付されてきましたので 36 頁～38 頁に掲載します。

## 新 刊 紹 介

### ○「農薬概説（2007）」

本書は農薬取扱業者等の研修テキストとして利用されていますが、毎年、法令改正などの状況の変化に対応して、改訂版が刊行されています。

平成 18 年には食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が導入されるなど新たな動きがあったが、今回これらに関連する情報を盛りこみ 2007 年版として刊行された。

発行 (社)日本植物防疫協会 B5判、286 頁

定価 1,890 円 (消費税込み) 送料 340 円

TEL 03-3944-1561

FAX 03-3944-2103

### ○「メディア・バイアス あやしい健康情報とニセ科学」

著者：松水和紀 発行：株式会社光文社 新書版 259 頁 定価 777 円(税込)

世間に氾濫するトンデモ科学報道、納豆ダイエット捏造騒動を機に健康情報番組の問題点は知られるようになってきたが、テレビを批判する新聞や週刊誌にも、あやしい健康情報が山ほどある。そこには、センセーショナルな話題に引っ張られるメディアの構造、記者・取材者の不勉強や勘違い、思い込み、そして、それを利用する企業や市民団体等、さまざまな要素が絡んでいる。

本書では、著者自身が以前新聞記者であったという経歴を生かして、具体例をもとにメディア・バイアスの構造を解き明かし、科学情報の真質の見極め方、リスク評価の視点等、現在のマスコミによる科学報道が抱えている様々な問題点や、それに対する対応策などがバランス良く、わかりやすく書かれている。

※バイアス(bias)とは日本語に訳すと偏見とか偏向、先入観等に当たる英語。

なお、著者、松永和紀(わき)さんは、7月13日の賛助会員・安全協常任幹事打合せ会で、ご講演を予定しています。

## ○『なるほど!なっとく!農薬Q&A』

発行：農薬農薬工業会 85版 246頁 定価：1300円(実費)  
平成16年4月から農薬工業会ホームページに「なるほど!なっとく!農薬Q&A」を掲載し、その都度内容の修正を行ってきておりましたが、このほど、全項目を見直し、データの更新含めての改訂作業を行いました。この機会に、従来から寄せられていた、記載項目が多いので印刷したものが欲しいとの要望に応えるべく、(社)緑の安全推進協会に編集協力いただき、ここに冊子として刊行いたしました。本冊子は、農薬全般について記載していますので、農薬の勉強会などの教材としてもご活用いただきたくご紹介します。本冊子をご希望の際は、送付先と必要部数を緑の安全推進協会宛ご連絡下さい。

○連絡先：〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル5F

社団法人 緑の安全推進協会

TEL:03-5209-2511 FAX:03-5209-2513

E-mail:midori@midori-kyokai.com



## 主な行事予定

### [全国農薬協同組合]

平成19年7月13日(金)	第33回安全協常任幹事会
9月13日(木)	第236回理事会
10月10日(水)～16日(火)	第67回植物防疫研修会
23日(火)	監査会
11月20日(火)	第237回理事会
21日(水)	第42回総会、第30回全国集会、記念パーティ
12月5日(水)	第238回理事会

### [全国農薬業厚生年金基金]

平成19年7月12日(木) 第43回理事会

### 第67回植物防疫研修会のお知らせ

日 時:平成19年10月10日(水)～10月16日(火)

場 所:国立オリンピック記念青少年センター

第67回植物防疫研修会が上記日程で開催されます。

植物防疫全般にわたる法令等、幅広い知識、技術習得の場として絶好の機会です。組合員の方々の多数の参加をお待ちしております。  
なお、正式な開催案内は後日、組合員さん宛てに送付いたします。

\*\*\*\*\*慶 事\*\*\*\*\*

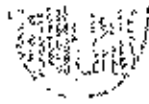
### ◎小泉商事㈱創立40周年おめでとう御座います(式典:6月5日)

\*\*\*\*\*

去る6月5日小泉商事の創立40周年式典が当組合の松木理事長も列席し盛大に執り行われました。

(鈴木社長あいさつ) 弊社の前身は明治25年、仙台市長町において小泉薬舗として誕生いたしました。その後、小泉薬局、小泉薬品株式会社と時代の趨勢とともに社名を変更し、昭和43年3月、小泉薬品株式会社より農薬部門を分離、独立し小泉商事株式会社の設立となりました。小泉薬舗から通算しますと115周年、小泉商事株式会社設立から40周年を迎えることが出来ました。これもひとえに、お客様をはじめ、仕入先メーカー様ならびに、関係者各位の皆様のご厚情の賜物と、心より感戴申し上げます。(中略) 消費者の農産物に対するニーズが多様化し、ますます食の安心安全に懸念が高まる中、当社としましては、常に時代のニーズの先取りを考え行動することが何より大切と考えます。無人ヘリコプター事業もその一環として提案してまいりました。これからの時代と新たな事業を見据え、皆様にとどのような形でお手伝いが出来、社会貢献できるかを考え、皆様とともに、農業とともに、飛躍、成長できますよう努力してまいります。今後とも変わらぬご指導、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。(小泉商事㈱40年のあゆみより抜粋)

おめでとう御座います。一層のご発展を組合員一同お祈り申し上げます。



19消安第2200号  
平成19年5月29日

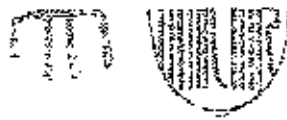
全国農業協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成19年度農薬危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、本運動の主旨を十分御理解の上、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。



薬食発第0529007号  
19消安第2200号  
平成19年5月29日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区区长 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



農林水産省消費・安全局長



平成19年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動については、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、昨年度は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が施行され、農薬の飛散低減等、周辺環境への影響防止対策として、これまで以上に適切な農薬の選択や散布方法等についてきめ細やかな指導に御協力いただいたところである。

しかしながら、依然として、土壌くん蒸剤の取扱い不注意による使用者及び周辺住民への被害、殺虫剤によるミツバチへの被害並びに農薬を悪用した事件等が発生しており、また、農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項及び「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）に基づき遵守することが義務付けられた農薬の使用方法に違反した事例が散見されたところである。

このような状況にかんがみ、本年においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。

## 農薬危害防止運動実施要綱

### 第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全性の確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号、以下「法」という。）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

しかしながら、依然として農薬の使用に伴う人、家畜等に対する被害及び農薬の不適正な使用や悪用が散見される状況にある。また、農薬の使用地域の周辺住民等への健康影響に対する配慮が強く求められていることに加え、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が施行され、引き続き、農薬の一層の適正使用、農薬の飛散低減対策及びポジティブリスト制度の周知、地域や関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

### 第2 名称

農薬危害防止運動

### 第3 実施期間

原則として、平成19年6月1日から同年6月30日までの1か月間とするが、農薬の使用実態を考慮して、可能な限り長期に取り組むことが望ましい。

### 第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区

### 第5 実施事項

国にあっては1の（1）及び2の（2）に掲げる事項を実施する。その際、地方農政事務所等の職員を活用し、都道府県等と連携の上、地域に密着した農

薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、次に掲げるすべての事項を実施する。その際、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となった協力体制の整備を図るとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

## 1 農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発

### (1) 普及啓発の強化

#### ① 広報誌等による普及啓発

報道機関への記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発を行う。

#### ② 農薬使用者等に対する農薬の適正使用等に関する普及啓発

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令、処分等に関する講習会等を開催し、農薬の適正使用に関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

### (2) 医療機関等との連携

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等事故の状況を的確に把握する。

## 2 農薬の適正使用等についての指導等

(1) 農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）で定められている基準をいう。）等の遵守を図るよう、指導等を徹底する。

(2) 農薬による危害防止及び農作物の安全性を確保するため、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図ること並びに使用基準省令の各条項の徹底を図るよう指導する。

なお、指導の実施に当たっては、農業協同組合等、関係機関の職員を活用しつつ、訪問指導や集団指導等の方法によりその効果を上げるよう努め

る。

- (3) 農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。なお、アの指導の実施に当たっては、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

ア 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に掲げる事項を周知徹底し、農薬の適正使用の徹底を図るよう指導する。特に、水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備等の措置を講じること。

イ 現地混用に関する留意事項の情報提供に努めるとともに、当該留意事項を遵守すること。

ウ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産現場周辺で作業する場合には、農薬の飛散等に十分注意すること。

- (4) 住宅地等の周辺の街路樹、庭木、花壇、芝地、農地（家庭菜園、市民農園等を含む。）等における農薬使用者等に対し、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）の周知を徹底し、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前通知の実施等周辺住民に対して配慮するよう指導する。

- (5) 土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対し、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知）を周知徹底し、安全確保の徹底を図るよう指導する。

- (6) 農林水産航空事業（「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）に定める「農林水産航空事業」をいう。）の実施主体に対し、当該事業の実施に当たり、関係法令を遵守し、危害の未然防止の徹底を図るよう指導する。

- (7) 無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農安第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）を遵守し、危害の未然防止の徹底を図るよう指導する。

### 3 農薬使用者の健康管理に関する指導

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病害虫の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を行うよう指導する。

#### 4 農薬の適正販売についての指導等

- (1) 農薬販売者等を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」の周知徹底を図る。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にし、相互の情報の共有化を図る。

- (2) 農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、都道府県知事等への登録が義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、農薬をインターネット等を利用して販売しないよう指導の徹底を図る。

#### 5 環境への危害防止対策

- (1) 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

- (2) 土壌くん蒸剤の臭化メチルについては、不可欠用途として使用する時においては、その使用量及び排出量の削減並びに代替薬剤及び代替技術の円滑な導入・普及を強力に推進する。

- (3) 「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき、養ほう関係者、農薬使用者、農業団体等の連携強化を図る。

## 別記 1

### 農業による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

#### 1 農業による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不適切であり、老人、子供等が誤飲する状況にあったこと。
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒又は睡眠不足によること。
- (3) 病後、睡眠不足等体調の万全でない状態で散布作業に従事したこと。
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事したこと。
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事したこと。
- (6) 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、農薬に暴露したこと。
- (7) 散布途中で喫煙したこと又は散布後農薬が付着した手で食事をしたこと。
- (8) 防除機等の点検整備により薬液を浴びたこと。
- (9) 周辺に通行人がいることを十分確認せず散布したこと。
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後、揮散防止措置を講じなかったこと。
- (11) 定められた使用方法以外の方法による散布等、農薬を不適正な方法で使用したこと。

#### 2 農業による事故防止のための注意事項

- (1) 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施設して保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。
- (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒をひかえ、又、十分な睡眠をとること。
- (4) 体調の優れない、又は著しく疲労しているときは、散布作業に従事しないこと。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。また、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談すること。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行うこと。
- (8) 風下からの散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意すること。
- (9) 農薬を散布するときは、散布前に関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てることなどにより、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意すること。
- (10) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を避け、2～3時間ごとに交替して行うこと。
- (11) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにすること。
- (12) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守すること。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うこと。
- (13) 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じ、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期すること。
- (14) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受けること。
- (15) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替えること。
- (16) 使用済農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行うこと。また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理すること。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行うこと。
- (17) 農薬の空容器、空袋等の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。



## 別記2

### 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

#### 1 農薬の不適正使用の主な原因

- (1) 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できるとの誤解
- (2) 使用する農薬が類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できるとの誤解
- (3) 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等、使用基準の確認不足
- (4) 農薬の効果に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (5) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について使用からの経過日数の確認不足
- (6) 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用
- (7) 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用

#### 2 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (2) 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (3) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (4) 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- (5) 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (6) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (7) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (8) 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

## 別記3

### 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

#### 1 毒劇物たる農薬の悪用の要因

毒劇物たる農薬が悪用される要因として、当該農薬の譲受者は農家等であり、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）の知識が必要ないため、毒劇法上販売業の登録を受けた者でなければ、毒劇物を販売又は授与できない規定等が周知されていないことが考えられる。

#### 2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たって、当該毒劇物を販売又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人等に伝えること。
- (2) 毒劇物たる農薬の販売に当たって、当該毒劇物の廃棄においては、法律上基準があることを譲受人等に伝えること。
- (3) 毒劇法第14条及び第15条の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行うこと。
- (4) 譲受人等の言動その他から安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないこと。

## 第6回総合的病害虫・雑草管理（IPM）検討会（概要）

6月11日、農林水産省は、『第6回総合的病害虫・雑草管理（IPM）検討会』（座長：中筋房夫岡山大学大学院教授）を開催した。会議は、IPMの普及・定着に向けた今後の対応方針として、主要作物のIPM実践指標モデルの策定、IPM定着工程表の策定に向けた取組み、IPM意見交換会の開催など3課題を取りあげ、今後の方向性を検討した。席上、消費・安全局の小林裕幸審議官は、赤城徳彦新農水大臣所信表明の「地球環境問題への貢献、農林水産業の現場全てにおいて基本に立ち返る、技術を最大限活かしたブランド化」にふれ、「これらは、本で行われる会議のIPMに共通した重要なテーマ」だと挨拶された。

現在、主要作物のIPM実践指標モデルで、公表されているのは水稻、キャベツ、カンキツの3作物。今回、主要作物の追加策定で優先する作物はリンゴ、ナシ、大豆、茶、キク（露地）、施設トマト、同イチゴ、サトウキビの8作物。主要作物のIPM実践指標モデルについては、今後、IPM技術の収集を行いIPM基礎技術モデル（仮称）につなげる。

これを受け、地方農政局等は都道府県と協力のもとに、IPM基礎技術モデルをベースに地域版のIPM実践指標モデルの作成に向けた検討を行っていく。

大豆に例をとれば、IPM基礎技術モデルを参考に、農政局等の地域特性を活かし、IPM実践指標モデル（東北地方北部版）や同（九州秋大豆版）の作成を検討。さらに、地域版をクロスさせた検証も行う。取組みは19年度から2年間かけて行うが、今後1年間で要素技術集およびIPM基礎技術モデルをとりまとめ、地域版に結びつけるとの考えだ。また、農水省では、国、地方、民間、生産者などがそれぞれの役割の中で取組むべき課題や目標などをとりまとめたIPM定着工程表（以下「工程表」）を策定していく方針。国の画一的な決定で進めるのではなく、都道府県、地域および農業者の自主性を考慮し、関係者の声を聞きながら進めていくが、その理解促進のためにIPM意見交換会（平成20年2月までに3回）を開催し、その内容を「工程表」に反映させていく方針。（事務局）

# 群馬県科学フォーラム（有機リン問題の最前線）

全国農業協同組合事務局  
技術顧問 宮坂初男

- 1 日 時：平成19年5月11日
- 2 場 所：ヤクルトホール
- 3 内 容：ぐんま科学フォーラムin Tokyo「有機リン問題」の最前線

## あいさつ 群馬県小寺知事

この問題を取り上げたのは、知事の元に届いた一通の要請書だった、内容は有機リン農薬の空中散布による健康障害を感情的にならず冷静に訴え説得力があったという。知事は直ちに、この問題の調査を部下に指示し、部内に専門家による検討会を設け、国の国会答弁、各種試験成績等も参考に検討した結果、自粛するのが適当との結論を得た。

これまで、わが国の行政が、環境に関する事、あるいは公害に関する事、人権に関する事など、いろいろなことで過ちを犯したり、放置したり、問題を先送りしたりと、結果的に被害を大きくしたということが多々あった。群馬県はそういう過ちを教訓に、昨年6月県内農協や市町村、農家に対し無人ヘリコプターによる有機リン農薬の散布自粛を要請した。とこれまでの経過をあいさつで述べた。

## 1. 基調講演

### ①有機リンの空中散布による健康被害（臨床現場からの報告） 青山美子氏

○前半は、説明より現実を見て欲しいと、日本テレビ報道された番組「カナリヤの子供たち」を再編集して紹介したDVDにて説明。

○後半はスライドで、患者さんの目の表情を中心に有機リン中毒の臨床事例を紹介した。

### ②有機リン系農薬の医学評価 坂部 貢氏

○様々な毒性試験等を中心に説明した。現在、新たな吸入毒性の試験法を残研と一緒に検討中と報告。

### ③有機リン系科学物質の毒性（化学兵器から殺虫剤まで） 杜 祖健氏

○有機リン化合物の開発の歴史、毒性の発現メカニズムを紹介した。農薬は食糧生産上必要との立場で有機リン剤は害虫に効き、人に影響を少ないよう開発されたものと説明。

## 2. パネルディスカッション（有機リン問題を科学的に検証する）

コーディネーター：小澤邦壽 群馬県衛生環境研究所長

パネリスト：杜祖健氏、坂部貢氏、青山美子氏、木村博一氏

※東大柳澤氏、北里大学石川哲氏は会場から参加

※質問は、事前に質問票を回収し、そこからリストアップして回答。

小澤氏：群馬県の有機リン系農薬に対する研究はどういうものか？

木村氏：群馬県としては、有機リン系農薬の神経毒性の影響の研究として、ラットの神経細胞を使用した影響試験を行った。ラットの神経細胞に影響があった。これは、

実験室レベルなので、人間の細胞に直接影響がでるかどうかは、すぐには、判定ができないが、もっと研究解明は必要です。

小澤氏：個人ごとの影響は変わってくるのでしょうか？

坂部氏：個人レベルで考えると、個人によって感受性が異なる。ある条件が重なると、感受性が高くなり、健康被害が出る人もあると考えられる。

小澤氏：青山氏の患者のビデオは、どうでしょうか？

杜氏：青山氏の患者さんのビデオに対する感想は、長い間、有機リン化合物に接触していると影響がでてくるのではないかと思います。

小澤氏：会場からの質問票ですが、「ドリフトの意味がわからない」とありました。これは、農薬が、目的地（対象作物）以外のところまで、飛散してしまう事を、意味しています。

小澤氏：青山さん臨床上問題点等何か意見ありますか？

青山氏：最終的には、日本全国の全ての有機リン剤について使用をやめてもらいたい。まずは、無人ヘリの有機リン剤散布についてやめてもらいたい。（特に高濃度散布なので）

木村氏：低農度において、長期間被曝すると影響が出てくる。あと、高濃度においても短時間でも被曝すると、影響があるかもしれない。濃度によってどういう影響がでるのか、科学的に確かめていくのも今後の課題である。

杜氏：選択性のある剤がよいと思う。

坂部氏：すべての有機リン剤使用を反対するのではなく、十分なリスク評価を行い、リスクコミュニケーションすべきである。

小澤氏：欧米では、有機リン剤の使用中止が進んでいる。

木村氏：日本でも環境省が、（財）残留農薬研究所等に委託し、農薬の毒性試験方法について取り組んでいく予定。

小澤氏：ここで、質問票の紹介です。「パネリストの選定で、有機リン農薬を必要とする関係者等も呼んで討論すべきではないか？」について、群馬県としては、農薬工業会、厚生労働省等に参加の要請をしたが、断られました。欧米では、有機リン剤の規制を始めています。EU、イギリス、EPA等が規制を、進めていく傾向である。しかしながら、日本では登録のある農薬は、私有地での使用についての規制がほとんどないのが現状。

木村氏：杜さんからみて歴史的に有機リン剤については、総合的なリスクはどうでしょうか。

杜氏：農薬は必要なので、適切な使用では役立つと考える。狭いところでは空中散布ではなく、人が散布する方がよい。代替剤としてピレスロイド系の剤がよいのではないかと。

小澤氏：客席に、柳沢先生（京大）と、石川先生（北里大）がいられているので、感想をお願いします。

柳澤氏：群馬県の自粛は英断である。ある地域では、保育園の建物内で、気中濃度を測定したら確認された。

石川氏：報告どおり、有機リンにより目に症状が現れる。認知症状も、目に同様の症状がでており、大脳の酸素消費量が減少していく。私の考えでは、次の3点が重要な診断のポイントである。

- ①視力を確認
- ②老人性緑内障になる？
- ③精神症が遅れてくる？

小澤氏：パネリストの皆様から質問票に対する回答を紹介します。

青山氏：「群馬県以外になぜ広がらないのか？」について

私の場合は、耳を傾けてくれた県の皆様がいたので、群馬県は、有機リン剤の無人ヘリによる散布中止ができた。他の県の皆様も、もっと反対運動していくとよい。

坂部氏：「妊婦への暴露で、胎児への影響はどうか？」について

これは、疫学的な調査が必要となります。一般的に、分化していくとき、有害な化合物に暴露すると、ダメージが出るかもしれない。神経細胞のニューロンが発達する時期の乳児、幼児期に暴露すると影響が出るかもしれない。

木村氏：3歳までに脳のネットワークができるので、そのような場合、影響がでるかもしれない。

社氏：「アメリカでのドリフトの判断は？」について

有効成分の量、距離でドリフトしたか判断している。

小澤氏：最後にパネリストの皆様からコメントをいただきます。

木村氏：化学物質について十分なリスク評価すること、再評価のための研究が必要である。

社氏：日本は、国土が狭いので、無人ヘリに替わる散布方法が必要である。

坂部氏：このようなフォーラムや説明会を積極的に行ってほしい。

青山氏：リスク評価よりも、予防原則で早く規制等行ってほしい。危険がありそうな疑わしきものはすぐやめる。

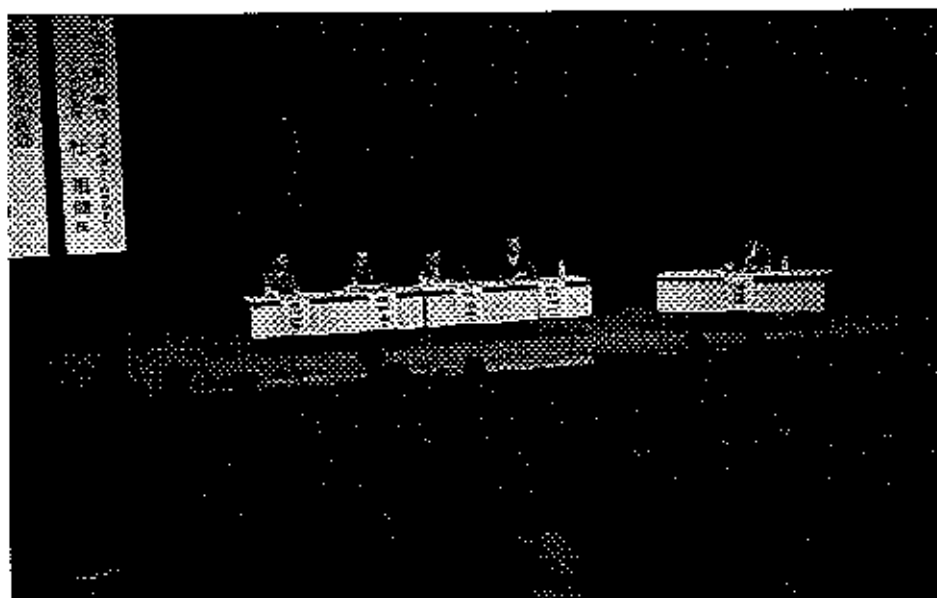
小澤氏：「パネラーに偏りがあるのではないか？」について

農薬工業会や関係省庁に出席を要請したが断られたと述べ、農薬に肯定的な出席者の参加を得られなかった。と説明。

〈最後に意見を求められ〉

群馬県知事：多数の参加ありがとうございました。行政に携わる者は、多数意見や、少数意見など、様々な意見にタイムリーに対応していくことが必要と考えます。

写真はパネルディスカッションの様子



## GAP手法導入・推進会議の具体的な進め方について

平成19年6月  
農林水産省

GAP手法導入・推進会議（以下、推進会議という。）においては、GAP手法の導入・推進に係る意見交換、情報の収集・共有化等を効率的に行うとの観点から、以下のような意見交換会等を関係者の連携の下、開催することとする。こうした意見交換会等での議論は、推進会議への報告を通じて、今後のGAP手法の導入・推進に活用するものとする。

### 1. GAP手法の導入・推進に係る意見交換会

行政、生産者、消費者、流通業者等の関係者が、特定のテーマ毎に意見交換を行い、相互の理解と連携を深める。

（例）

- ・生産者と消費者による工程管理の取組に関する意見交換会
- ・生産者と加工・流通業者等による工程管理を基にした連携強化に関する意見交換会

\*詳細については今後事務局が検討するが、参加者はテーマに合わせ適宜人選する。

### 2. GAP手法の導入・推進に係る勉強会（セミナー）

生産者、消費者、流通業者等の幅広い関係者に対し、GAP手法という工程管理の考え方自体を周知する。

（例）

- ・生産者向けセミナー（6月29日）
- ・消費者向けセミナー（8月予定）
- ・流通業者向けセミナー（10月予定）

\*事務局が主催し、推進会議の委員が所属する機関、団体等との共同開催とする。

### 3. GAP手法の導入・推進に係る現地検討会

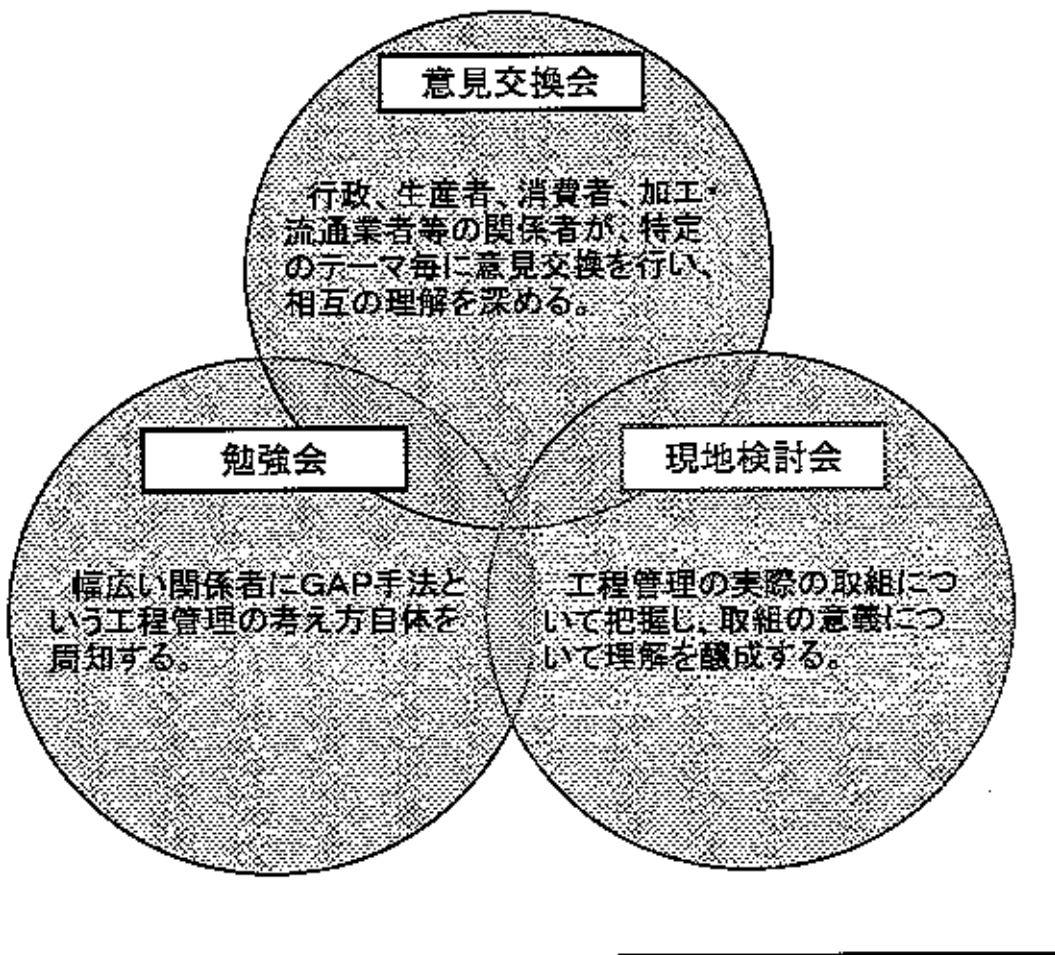
GAP実践産地、工程管理に取り組む企業等における実際の取組を把握し、取組の意義について理解を醸成するため、現地検討会を開催する。

(参考)

## GAP手法導入・推進会議の具体的な進め方(イメージ)

### 第1回GAP手法導入・推進会議(平成19年6月)

GAP手法の導入・推進に係る意見交換、情報収集・共有化等を効率的に行うとの観点から、意見交換会、勉強会、現地検討会を関係者の連携の下、開催する。



報告

第2回GAP手法導入・推進会議(平成19年11月予定)  
GAP手法の導入・推進に活用

平成19年農業技術の基本指針  
〔農薬関係抜粋〕

平成19年4月

農 林 水 産 省



# 「平成19年農業技術の基本指針」

## (目次)

はじめに	1
<b>I 農政の重要課題に即した技術的対応の基本方向</b>	<b>2</b>
<b>(I) 食品の安全の確保等</b>	<b>2</b>
1 GAP手法(生産工程管理手法)の導入・推進について	2
2 農産物の安全の確保	4
(1) 農産物の安全の確保におけるGAP手法の活用	
(2) 有害物質等のリスク管理の徹底	
(3) 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等	
3 畜産物の安全の確保	6
(1) 生産段階における衛生管理の充実・強化	
(2) 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の適正な使用・管理の徹底等	
<b>(II) 担い手を中心とした国内農業の体質強化</b>	<b>8</b>
1 低コスト・安定生産の推進	8
(1) 経営規模の拡大に対応した生産技術の導入・普及	
(2) 農業生産資材費の低減	
(3) 適切な病虫害防除の推進	
(4) 鳥獣害防止対策の推進	
2 多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応	14
(1) 農業と食品産業の連携の強化	
(2) 新食品・新素材等の活用による新たな需要の創造	
3 輸出に向けた生産体制の強化	15
4 知的財産の保護・活用	15
(1) 植物の新品種の育成者権の保護・活用	
(2) 家畜の遺伝資源の保護・活用	
<b>(III) 農業の自然循環機能の維持増進</b>	<b>19</b>
1 環境と調和のとれた農業生産の推進	19
(1) 農業環境規範の実践	
(2) 環境負荷を大幅低減する先進的取組の面的拡大	
(3) 有機農業の推進	
(4) 農業生産資材等による環境負荷の低減	
(5) 農業用プラスチック等の適正処理の推進	

(6) 家畜排せつ物のたい肥化の促進	
<b>2 バイオマス利活用の推進</b>	<b>23</b>
(1) バイオマスタウンの構築の促進	
(2) 国産バイオ燃料の本格的導入に向けた取組の推進	
(3) 国産バイオ燃料の生産拡大に向けた中長期的な取組の推進	
<b>3 地球温暖化対策及び省エネルギー・省資源の推進</b>	<b>24</b>
(1) 農業生産活動に伴う温室効果ガスの排出の削減	
(2) 省エネルギー・省資源の推進	
<b>II 営農類型別の技術的対応の方向</b>	<b>26</b>
(I) 水田作	26
(II) 畑作	29
(III) 園芸	32
(IV) 畜産	36
<b>III その他、特に留意すべき技術的事項等</b>	<b>41</b>
(I) 農作業における安全の確保	41
(II) 主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項	43
1 水 稲	
2 麦 類	
3 豆 類	
4 かんしょ	
5 ばれいしょ	
6 てん菜	
7 さとうきび	
8 茶	
9 野菜	
10 果樹	
11 花き	
12 畜産	
(参考資料)	56

# I 農政の重要課題に即した技術的対応の基本方向(抜粋)

## (I) 食品安全の確保等

### 1 GAP手法(農業生産工程管理手法)の導入・推進について

GAP (Good Agricultural Practice) 手法とは、農業生産者自らが、

- ① 農作業の点検項目を決定し、
- ② 点検項目に従い農作業を行い、記録し、
- ③ 記録を点検・評価し、改善点を見出し、
- ④ 次回の作付けに活用する

という一連の「農業生産工程の管理手法」(プロセスチェック手法)である。

GAP手法は、農産物の食品としての安全性の確保のみならず、環境の保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、我が国の多くの産地や農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、産地の競争力の強化や農業経営の改善、効率化に資するとともに、農産物の食品としての安全性や品質の確保等について消費者や食品事業者等の信頼を確保することにつながるものである。

これまで農林水産省では、食品の安全確保等の観点から、「食品安全のためのGAP策定・普及マニュアル(初版)」の作成・公表、都道府県の推進体制の整備、産地実証の支援などを推進するとともに、環境保全の観点から、最低限必要な事項について、「環境と調和の取れた農業生産活動規範」を策定し、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じてきたところである。

一方、民間においては、JAグループによる生産履歴記帳運動、GAP推進団体による国際水準を視野に入れたGAP手法の普及等の取組が行われている。

しかしながら、これまでのGAP手法の取組は、各々の取組主体が各々の目的毎に別々に推進を図ってきたこと等から、総合的なGAP手法に取り組んでいる産地や農業者の数は限定されているのが現状である。

このため、今後、全国的に汎用性の高いGAP手法のモデル(「基礎GAP」)、「GAP手法導入・推進の基本マニュアル(仮称)(19年7月を目途に公表予定)」等を活用して、農業者、産地の関係者にGAP手法自体の普及を図る。

その際、民間においてそれぞれが取り組んでいる高度なGAP手法や生産履歴記帳運動等については、相互の関連にも留意しつつ、全体として、それぞれの目的に応じたGAP手法の導入・推進を図る。

また、産地強化のための計画を策定している野菜、果樹、米麦等のおおむね全ての主要な産地(2,000産地)については、平成23年度までに産地を対象とした農家への研修・指導等を通じ、GAP手法の導入を目指す。

#### <関連情報>

農林水産省HP「GAP手法に関する情報」

([http://www.naff.go.jp/syobi\\_anzen/gap/index.htm](http://www.naff.go.jp/syobi_anzen/gap/index.htm))

## 2 農産物の安全の確保

### (1) 農産物の安全の確保におけるGAP手法の活用

安全な食品を安定的に供給するためには、食料供給工程の最初の段階である農業生産段階において、食品危害要因（病原微生物、かび毒、重金属、残留農薬及び異物混入等）による健康への悪影響を低減するよう農作業の適切な実施や技術の改善・改良を図ることが重要である。そのためには、農業者が、自らの営農の現状、営農に影響を与える危害要因や使用する生産資材の性状等を的確に把握するとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料取締法（昭和25年法律第127号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）等の関係法令をの遵守はもとより、リスク低減のための技術導入・改善に積極的に取り組むことが基本である。

このため、行政組織、普及組織、試験研究機関及び関係団体等が連携し、関係法令の趣旨・内容、生産工程における危害要因、リスク低減のための技術の実践等に係る適切な情報提供を行うとともに、リスク低減のための技術の開発・実証、農業生産工程管理（GAP）手法の普及・啓発等により、地域の実情や営農形態等に応じた農業者の自主的な取組を支援する。

### (2) 有害物質等のリスク管理の徹底

#### ア カドミウム対策

省 略

#### イ かび毒対策

省 略

#### ウ 野菜の硝酸塩対策

省 略

<関連情報>

農林水産省HP「個別危害要因への対応」

[http://www.maff.go.jp/syohi\\_anzen/kobetsu.html](http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/kobetsu.html)

### (3) 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等

#### ア 農薬

##### (ア) 農薬の適正使用の徹底

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）、「農薬適正使用に係る対応の強化について」（平成18年5月29日付け18消安第2354号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）等により、農薬の適正使用、ポジティブリスト制度の周知、周辺環境への影響防止対策、関係部局間の連携等に係る指導の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として、農薬ラベルの確認の不徹底等による適用作物や使用時期の誤認、防除器具の洗浄不足による使用残農薬の誤用、水田における止

水の不十分等の不適切な事例が見られる状況にあり、改めて農薬の適正使用に係る指導の徹底を図ることが必要となっている。

このため、今般、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）により、各都道府県においては、改めて農薬の適正使用を指導するとともに、GAP手法（農業生産工程管理手法）を活用した農薬関連作業の工程管理を推進することとしたので、このことについて農薬使用者への指導を徹底する。

(イ) 農薬の保管管理等の徹底

農薬の用途外使用等、誤った取扱いによる事故の発生を防止するため、「農薬の保管管理等の徹底について」（昭和62年6月10日付け62農蚕第3283号農蚕園芸局長通知）等に基づき販売者、農業者等に正しい保管管理の方法等について徹底する。

(ウ) 使用残農薬、空容器の適正処理

やむを得ず使用残農薬が生じた場合や使用後の農薬の空容器は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないように適切に処理するよう徹底する。

また、使用残農薬及び空容器の適正処理を推進するため、都道府県の指導の下、農業団体等が中心となって、製造・流通販売に携わる者も含め、組織的な回収・処理の仕組みの構築を図る。

<関連情報>

農林水産省HP「農薬コーナー」

<http://www.maff.go.jp/noutyaku/index.html>

イ 肥料  
省 略

また、残留農薬基準に関するポジティブリスト制度に対応して、食品衛生法に違反するような農薬、動物用医薬品等の畜産物への残留を未然に防止することが不可欠となっている。飼料中の農薬については、食品の残留基準値が設定された農薬のうち、飼料に残留する可能性の高い60成分について、飼料安全法に基づき残留基準値が設定されていることから、地域段階の指導機関と試験研究機関が連携して、当該基準値を超過しないよう適正な農薬使用を徹底する。

<関連情報>

農林水産省HP「飼料の安全関係」

<http://www.maff.go.jp/siryo/top.htm>

イ 動物用医薬品

## (Ⅱ) 担い手を中心とした国内農業の体質強化

省 略

<関連情報>

農林水産省HP「担い手と集落営農」

(<http://www.maff.go.jp/minaite/index.html>)

### 2 低コスト・安定生産の推進

#### (1) 担い手の経営規模の拡大に対応した生産技術の導入・普及

生産コストの低減を図るとともに、需要に即した農産物の安定供給を図るためには、経営感覚に優れた担い手の育成・確保と、担い手への農地の利用集積を通じた経営規模の拡大等が不可欠である。

品目横断的経営安定対策等の推進により、担い手の規模拡大の環境条件は整いつつあるが、規模拡大によるスケールメリットを生産性の向上、生産コストの低減、さらには収益性の向上等に確実に結びつけていくためには、規模拡大後の新たな経営・作業規模に見合った効率的な経営方式や生産技術体系等に見直すことが必要である。

具体的には、

- ①規模や機械装備に見合った作付作物、品種の選択
- ②合理的な輪作体系等、経営計画の策定
- ③作業スケジュール等の効率的な作業計画の策定
- ④省力化や作業・作期競合を回避する生産技術体系への見直し
- ⑤汎用機の導入等、農業機械・施設の装備の最適化

等について、地域の普及指導センター、農協等が一体となって担い手への助言・指導の強化を図る。

また、新技術の普及による一層の生産コストの低減等に向けて、当面、水稲直播栽培や麦・大豆の不耕起栽培(※)、いわゆる大豆の「300A技術」(※)等の新技術の導入等を図るため、試験研究機関、行政サイドの事業等が連携してモデル実証展示等を推進する。

(※) 巻末の参考資料を参照

<関連情報>

農林水産省HP「施策情報(生産)」

(<http://www.maff.go.jp/seisan.html>)

#### (2) 農業生産資材費の低減等

生産コストの低減を図るためには、生産コストの2～3割程度を占める生産資材費の縮減に取り組むことが不可欠である。

このため、目は、輸入高度化成肥料、大型包装農薬や低コスト支援農機等の低価格資材の供給、肥料、農薬等の広域的な農家配送拠点の整備や港湾等からの肥料の直接配送の推進及び、バラ・フレコン輸送の推進など担い手の経営におけるコスト縮減に重点をおいた流通改革を進めるため、メーカーや流通業界への助言・指導に取り組んでいるところである。生産現場における利用段階においては、コスト低減の観点から

農業者が低価格資材を選択するよう意識啓発に努めるとともに、土壌診断に基づく適正施肥、合理的な農薬利用に向けた使用薬剤の見直し（総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進、防除暦の見直し）、担い手への作業集積等による農業機械の稼働面積の拡大、その他以下のような対応により、生産資材の効率的な利用等を推進する。

#### <関連情報>

農林水産省HP「農業生産資材対策情報」

([http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/shizai/16\\_10\\_27shizaihteigen.html](http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/shizai/16_10_27shizaihteigen.html))

### (3) 適切な病害虫防除の推進

#### ア 防除方法の点検・見直し

近年、農薬の食品中への残留や水質その他の環境への影響について社会的な関心が高まる一方で、作付体系、生産環境の変化等に伴う病害虫の発生様相の変化、薬剤耐性菌及び薬剤抵抗性害虫の出現による防除効果の低下、土壌病害虫やウイルス等の難防除病害虫の発生といった問題が生じている。

このため都道府県は、自らが作成する防除基準等の記載内容について、農薬使用基準との整合性を確認し、農業者の農薬の誤使用を招かないよう点検・見直しに努める。また、農薬の使用に当たっては、周辺環境への影響等に配慮するとともに、薬剤耐性病害虫の発生を防ぐ観点から、以下の事項を徹底する。

- ① 病害虫・雑草の種類及び発生状況に応じた、適切な有効成分・剤型の農薬を選定する。
- ② 使用量を必要最小限に留める。

#### ③ 十分な防除効果が期待される場合は部分防除を実施する。

#### イ 病害虫発生予察情報の活用

これまでに整備された地域毎の発生予察体制においては、「植物防疫情報総合ネットワークシステム（JPP-NET）」において提供されている農薬登録速報、気象情報等、幅広い情報を積極的に活用しながら、より高精度、かつ、きめの細かい発生予察情報の作成並びに関係機関への迅速な伝達に努める。

また、普及組織、市町村、農業団体においては、発生予察情報や都道府県において設定した要防除水準（経済的被害の発生を考慮して防除の必要性を判断する目安となる病害虫の発生水準）を活用し、農業者が防除の要否及びタイミングを適切に判断できるような的確な情報提供に努める。

#### ウ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進

病害虫防除については、伝染源の除去等による病害虫が発生しにくい環境の整備及び病害虫発生予察情報の活用による適期防除を行うとともに、生物農薬、性フェロモン剤など、さまざまな防除技術を適切に組合せることで環境負荷を軽減する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践に向けた取組を推進することが重要である。

このため、病害虫防除所、普及指導センター、試験研究機関が連携し、農林水産省が平成17年9月に公表した「総合的病害虫・雑草管理（IPM）指針」及び順

次公表している水稻、キャベツ、カンキツの「IPM実践指標モデル」、さらに「IPMマニュアル」(独)農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター)を参考に、地域の病害虫の発生状況等に応じてIPM実践指標を策定するとともに、IPMを実践するモデル地域の育成に努めることにより、農業者によるIPMの実践を支援する。

#### エ マイナー作物に係る適切な対応

生産量が少なく、生産地域に限られるいわゆる「マイナー作物」については、使用できる農薬が限られていることから、農薬登録の適用拡大を早急に進める必要がある。

これに対して、国は、これまでに全国で農薬登録推進協議会を設置し、国、都道府県及び民間企業等が連携して、適用拡大に必要なデータ等の作成を効率的に実施するための試験の分担等について調整を行ってきたところであり、今後もこの体制を活用してマイナー作物対策を推進することとしている。

当該協議会では、適用拡大の取組の進捗状況等を確認するための「マイナー作物等農薬登録推進リスト」を公表しているところであるが、都道府県にあっては、当該リストに関する試験の進捗状況や申請情報を適時に更新し、農業者への農薬登録情報の迅速な周知を図るとともに、効率的な試験の実施を推進する。

#### オ 臭化メチルの規制への対応

臭化メチルについては、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、原則としてその製造を全廃することとされている。国はこれまで、産学官の連携により代替薬剤、代替技術の開発を進めてきたところであるが、更に使用量の削減を求められている。

このため、代替薬剤及び代替技術が未だ見出せない作物や病害虫についても、引き続き、薬剤及び技術の開発を進めるとともに、物理的防除や生物的防除を組み合わせた技術の確立・普及を図る。なお、許可された作物・用途であって、やむを得ず臭化メチルによる防除を実施する場合は、ガス難透過性フィルムを使用するとともに、年間くん蒸回数を必要最小限にする等により、使用量の削減を徹底する。

#### カ 空中散布の安全対策の強化

空中散布の実施に当たっては、地域の関係者の理解と協力を得られるよう、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)及び「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知)に基づき、実施者に対して、作業環境に対応した散布区域、散布除外区域、散布剤型等について十分に検討した上で事業計画を策定すること、実施区域周辺の学校、病院等の公共施設及び居住者等にあらかじめ空中散布等の実施予定日時、区域、薬剤の内容等を連絡すること、について徹底する。

また、農薬の飛散による農作物への影響の低減及び住民等への安全性の確保を図るため、適切な飛行高度、速度、風向きに留意するとともに、強風下では行わないよう徹底する。

<関連情報> 農林水産省HP「病害虫防除に関する情報」

([http://www.maff.go.jp/syohi\\_anzen/gaityuu.html](http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/gaityuu.html))



## 4 知的財産の保護・活用

### (1) 植物の新品種の育成者権の保護・活用

#### ア 育成者の権利保護

我が国農業の国際競争力強化や食料の安定供給を図るためには、種苗法（平成10年法律第83号）に基づき育成者権を保護しつつ、優良な新品種の導入によって、国産農産物の生産の安定・付加価値の向上等を図ることが重要である。特に、我が国の登録品種が海外に違法に持ち出され、その収穫物が逆輸入されれば、育成者権が侵害されるのみならず、産地にも重大な影響を及ぼすことになる。

このため、育成者権者又は育成者権者から許諾を受けた者以外の者がその種苗の生産、譲渡等を行うことを禁じている種苗法や、同法に基づく育成者権の周知を図るとともに、正規に生産・販売されている種苗を購入すること、育成者権者の許諾を得ずに果樹の枝等種苗を譲渡しないこと等、法の遵守を徹底する。

#### イ 農業者の自家増殖に関する許諾契約の定着

農業者が正規に入手した登録品種の種苗を栽培して収穫物を得、これを自己の農業経営において更に種苗として用いること（農業者の自家増殖）については、従来からの慣行であることに配慮し、現行の種苗法では、契約で定めた場合や種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）により定められた栄養繁殖性植物を除いて、原則として育成者権が及ばないものとされている。しかしながら、新品種の育成や海外の優良品種の導入等を促進するためには、自家増殖においても育成者権が適切に保護されることが重要である。

このため、農業者の自家増殖については、省令で指定されている植物以外の登録品種も含め、登録品種の利用に当たり、許諾契約の普及定着を図る。

なお、既に許諾契約が定着した植物や、我が国で栽培されておらず自家増殖がほとんど行われていない植物など、農業生産現場に影響が少ない品種について、農業者の自家増殖に対して育成者権が及ぶ植物として農林水産省令に追加したところであり、（平成18年8月1日付けで58種類を追加指定（平成19年8月1日施行）して81種類に拡大）、農業生産の現場に混乱が生じないようにその周知を図る。

#### ウ 育成者権の取得の促進

農業者等が生産現場で枝変わり等の新品種を発見した場合には、試験研究機関及び普及指導センターは、可能な限り育成者権の取得が進むよう品種登録出願のメリット・デメリットなどの説明を行いつつ、登録申請手続き等についての的確な助言に努める。

#### エ 適正な表示のある種苗の購入

種苗法に基づく指定種苗については、農業者が種苗の適切な選択を行えるよう、販売の際に、種苗業者の名称及び住所、品種名、発芽率、種苗の生産に使用した農薬があればその使用履歴等を表示することが義務付けられている。このため、普及指導センター・農協は、農業者に対し、種苗の購入に当たっては、適正な表示があることを確認した上で購入するよう徹底する。また、種苗の販売者に対して、農業者が農薬使用基準の総使用回数を踏まえて、適切に農薬を使用できるよう、種苗の生産に使用した農薬に関する適切な情報提供を徹底する。

<関連情報>

農林水産省HP「農林水産省知的財産戦略本部」

([http://www.maff.go.jp/www/couns/couns\\_1\\_cont/seisai/tifek\\_zaisan/index.html](http://www.maff.go.jp/www/couns/couns_1_cont/seisai/tifek_zaisan/index.html))

農林水産省HP「品種登録制度」

(<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>)

農林水産省HP「指定種苗制度」

(<http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/syohyou/index.htm>)

### (Ⅲ) 農業の自然循環機能の維持増進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業が本来有する自然循環機能を発揮することにより、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものへ転換していくことが重要である。このため、環境と調和の取れた農業生産活動を促進するとともに、地球温暖化の防止や資源の循環利用の観点から、バイオマスの利活用及び農業生産における省エネルギー化や新エネルギー利用を促進する。

#### 1 環境と調和のとれた農業生産の推進

農業生産に伴う環境負荷を低減するため、引き続き、行政組織、普及組織、農業団体等

の連携の強化を図りながら以下の取組を推進する。また、普及指導センターの重点的活動等を通じて、環境と調和のとれた農業生産技術の普及を推進する。

##### (1) 農業環境規範の実践

農業環境規範は、環境と調和のとれた農業生産活動を促進するため、原則として全ての農業者が最低限取り組むべき内容を示したものである。農林水産省では、同規範の普及・定着を促進するために、現在実施している一部の支援策等において、これを受益する農業者にその実践を求めているところである。

今後も、農業者、農業関係者に対し、農業環境規範の趣旨、内容等について引き続き周知するとともに、農業者が農業環境規範を実践し、自ら点検を行い、必要に応じて改善に努めるよう徹底する。

また、「基礎GAP」や「GAP手法導入・推進の基本マニュアル」の中に農業環境規範で定めた事項を盛り込み、GAP手法の導入・推進を図る中で、農業環境規範の実践を推進する。

<関連情報>

農林水産省HP「環境保全型農業関連情報」

(<http://www.maff.go.jp/eco.html>)

##### (2) 環境負荷を大幅に低減する先進的取組の面的拡大

農業による環境負荷を大幅に低減するための取組を効果的かつ安定的に進める観点からは、環境負荷の低減に資する取組が一部の農業者の点的な取組ではなく、地域でまと

まりを持って実践されることが重要である。

このため、平成19年度から導入される「農地・水・環境保全向上対策」を活用し、地域の農業者全体でたい肥の施用、浅水代かきなどの地域の実情に即した環境負荷低減の取組を推進するとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する等の先進的な取組を推進し、その面的拡大を図る。

#### <関連情報>

農林水産省HP「農地・水・環境保全向上対策」

([http://www.naif.go.jp/nourei\\_mizu/index.html](http://www.naif.go.jp/nourei_mizu/index.html))

### (3) 有機農業の推進

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき、農林水産大臣が定める有機農業の推進に関する基本的な方針を、4月下旬に策定・公表することとしている。今後、この基本方針に基づき、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て有機農業の取組に対する支援、技術開発等の促進など有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることとする。

特に、温暖で雨の多い我が国においては、病虫害が多発し、また、雑草の生育も旺盛であることから、こうした病害虫・雑草の防除に多くの労力やコストを要するなどの課題を抱えており、有機農業の推進に資する技術の確立が重要となっている。

このため、試験研究機関、普及指導センター、農協等が連携して、有機農業の技術に関する情報の収集、地域の実態に応じた技術体系の確立に取り組むとともに、その普及に努める。

### (4) 農業生産資材等による環境負荷の低減

#### ア 肥料による環境負荷の低減

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が問題となっている地域のうち、肥料成分が汚染の原因に特定されている場合は、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」（平成13年7月2日付け環水管第118号、環水土第122号環境省環境管理局水環境部水環境管理課長、土壌環境課地下水・地盤環境室長通知）及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壌管理指針」（平成13年7月2日付け13生産第2615号生産局農産振興課長通知）に基づき、都道府県をはじめとする関係者は硝酸性窒素の溶脱を防止するため、地域における協議会の設置、土壌管理状況の把握・評価、適正施肥の推進等により具体的な汚染防止対策の実施及び改善状況の確認を行う。

#### イ 農薬による環境負荷の低減

河川や湖沼への農薬流出による水質及び水生生物への影響、周辺への飛散による被害等を防止するため、「水質汚濁防止のための農薬の適正使用の徹底について」（平成6年10月6日付け6農蚕大6086号農蚕薬芸局長通知）に基づき地形や散布時の気象に十分配慮した農薬の使用の徹底を図る。特に、河川等の近接ほ場での農薬の適正な使用、種子消毒等の残液や廃液の適正な処理、農薬使用時の適正な水管理等により、水質への影

響や魚介類への危被害の防止に努めるよう指導する。

さらに、農薬の水質等環境への一層の負荷軽減を図る観点から、農薬の使用及び河川等への農薬の流出の状況を把握し、これらの結果に基づき地方の実情に応じたよりきめ細かな農薬の使用法の基準等の策定・普及の推進を図る。

#### ウ 農業機械による環境負荷の低減

窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染の防止対策が強化される中で、平成18年4月に施行された特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）によって、公道を走行しない農業機械や建設機械等の特殊自動車（特定特殊自動車）についても、他の自動車等と同様、排出ガス規制の対象とされたところである。同法では、定格出力等ごとに定められた規制開始日以降に製造された農業機械（公道を走行できるもの、定格出力19kW未満のもの等は除く。）は、排出ガス基準等に適合したもの以外は使用できないこととされている。このため、都道府県等の行政機関や農業機械に係る関係団体において、使用規制の直接の対象となる農業者等に対し、規制の趣旨・内容について、確実な周知を図るとともに、規制の対象となる農業機械の導入に当たっては、「排出ガス基準適合車」等の表示があるものから選択するよう徹底する。

#### <関連情報>

環境省HP「水・土壌・地盤環境の保全」

[\(http://www.env.go.jp/water/\)](http://www.env.go.jp/water/)

農林水産省HP「農業機械化対策情報」

[http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/shizai/16\\_10\\_27newpage.html](http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/shizai/16_10_27newpage.html)

環境省HP「特定特殊自動車排出ガス規制法について」

[http://www.env.go.jp/air/car/tokutei\\_law.html](http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html)

#### (5) 農業用プラスチック等の適正処理の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、全ての産業廃棄物に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することが義務づけられている。農業者も同法の事業者に該当し、農業生産活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要がある。

このため、農業用使用済みプラスチックについては、長期展張性フィルムの利用等による排出量の抑制、使用済プラスチックを資源として再利用する循環型システムの構築に努める。また、地域において、農業者が使用済プラスチックの回収・処理のための経費を適正に負担するシステム等の確立を図り、野外焼却（野焼き）の禁止を徹底する。

なお、ロールベール用ラップフィルム等の処理についても、農業用プラスチックの処理と同様に適正処理を徹底する。

#### <関連情報>

環境省HP「廃棄物処理の現状」

[\(http://www.env.go.jp/recycle/waste/\)](http://www.env.go.jp/recycle/waste/)



使用分野	種別	用途	当 月				果 計				比 率				積 算	
			18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	当 月 比	累 計 比	当 月 差	%	累 計 差	%
水稲	殺虫剤	アザド	620	497	1,707	930	157	445	508	80.2	-751	66.0	-16	90.4	-138	69.1
		カブ・アザド	243	654	965	852	268	965	852	80.2	-185	71.7	-183	59.4	-106	89.0
		アザド/アザド	1,809	3,833	3,108	469	792	2,805	2,448	64.1	-726	81.1	-339	70.0	-419	86.4
		アザド/アザド	314	1,052	863	363	276	1,347	1,261	62.4	-189	82.0	-88	75.8	-86	81.6
		その他	1,006	914	2,966	2,786	402	1,362	1,256	90.9	-230	92.2	-40	91.0	-106	92.2
	殺菌剤	イブ	3,998	2,962	10,213	8,132	2,551	1,888	5,283	5,133	-1,031	79.6	-666	73.9	-356	87.8
		イブ	1,493	1,426	4,408	3,921	1,448	1,317	3,420	3,420	-87	89.0	-126	91.3	-810	91.7
		イブ	172	459	458	387	178	392	387	87.8	-24	99.8	-17	90.4	5	101.3
		イブ	162	231	343	343	168	148	291	228	89	142.6	-21	106.5	-63	78.4
		その他	649	1,900	1,850	1,850	1,140	1,061	3,776	3,599	-43	92.4	-50	97.4	-247	93.5
殺菌剤	殺菌剤	イブ	2,500	2,429	7,089	5,572	2,029	2,687	8,188	7,574	-71	97.2	-242	91.7	-814	92.5
		イブ	3,458	3,062	9,396	8,527	5,027	5,450	17,317	15,177	-396	88.5	-1,409	85.8	-1,840	89.4
		イブ	262	139	352	342	151	132	243	243	-63	76.0	-10	97.2	15	106.0
		イブ	1,216	1,284	3,958	3,372	1,293	1,492	3,842	4,340	68	105.6	586	85.2	239	121.0
		その他	12	0	12	0	7	0	7	0	-12	0.0	-7	0.0	-7	0.0
	除草剤	イブ	4,948	4,515	14,298	12,241	7,417	7,080	21,061	20,061	-403	91.9	-327	95.5	-1,334	93.8
		イブ	1,023	1,068	3,955	3,952	1,197	1,218	4,643	4,622	45	104.4	21	101.6	-26	99.4
		イブ	1,159	1,188	4,054	3,502	903	978	3,272	3,011	29	102.5	552	86.4	75	108.3
		イブ	520	469	871	789	587	547	1,127	1,011	-61	88.3	-82	90.6	-86	92.4
		その他	3,741	3,880	13,296	12,296	7,404	8,008	28,071	27,495	119	103.2	-910	93.1	104	101.3
果樹	殺菌剤	イブ	809	594	1,728	1,673	1,097	2,709	2,809	15	97.5	35	96.8	90	103.9	
		イブ	7,051	7,168	23,814	22,214	11,579	11,898	39,327	38,973	111	101.7	-1,600	93.3	-849	97.9
		イブ	18,491	17,104	59,374	49,168	24,479	23,603	76,999	72,746	-1,387	92.5	-6,216	88.8	-3,053	95.2
		イブ	190	177	653	515	1,488	1,247	4,327	4,330	-13	93.2	-48	91.5	-238	84.0
		イブ	949	664	5,510	5,459	240	187	1,431	1,436	-285	70.0	-51	99.1	125	109.5
	殺菌剤	イブ	790	746	2,195	2,066	3,907	3,926	10,371	10,479	-44	94.4	-129	94.1	19	100.3
		イブ	1,929	1,587	8,238	8,040	5,642	5,360	16,620	16,244	-342	82.3	-228	97.2	-365	97.8
		イブ	201	167	1,082	1,080	21	18	116	116	-34	83.1	-2	99.8	-3	85.7
		イブ	1,397	1,400	4,062	3,867	4,636	4,719	13,381	13,498	3	100.2	105	95.2	83	101.8
		イブ	1,598	1,568	5,143	4,947	4,688	4,737	13,496	13,612	-30	98.1	-197	96.2	79	101.7
野菜畑作	殺菌剤	イブ	8	7	32	29	11	9	40	35	-1	87.5	-2	81.8	-5	87.5
		イブ	879	779	2,846	2,447	1,760	1,658	4,925	4,730	-100	83.6	-199	92.5	-102	94.2
		イブ	4,414	3,940	16,090	15,463	12,070	11,704	35,070	34,621	-474	89.5	-927	96.1	-306	97.5
		イブ	135	114	355	335	901	732	2,659	2,270	-22	82.7	-20	94.4	-169	81.2
		イブ	4,700	4,211	10,937	10,843	2,349	2,157	5,130	5,141	-489	83.6	-94	99.1	11	100.2
	殺菌剤	イブ	5,062	3,910	16,479	14,067	8,156	7,367	23,259	23,766	-1,162	77.2	-2,412	85.4	-802	90.2
		イブ	9,897	8,234	27,771	25,244	11,408	10,246	30,948	31,177	-1,663	83.2	-2,527	90.9	-1,162	90.3
		イブ	2,926	1,543	7,907	7,661	2,228	1,408	6,676	6,625	-1,383	52.7	-246	96.9	-321	63.2
		イブ	2,903	3,052	7,581	7,621	4,979	5,067	16,718	17,448	153	105.3	40	100.5	83	101.3
		イブ	5,835	4,605	15,458	15,282	7,208	6,475	23,295	24,078	-1,230	78.9	-206	98.7	-733	89.8
その他	殺菌剤	イブ	70	71	247	224	75	55	268	215	1	101.4	-20	73.3	-52	80.6
		イブ	1,382	1,582	6,537	6,097	2,791	2,646	12,061	11,878	180	113.0	104	101.6	-145	94.8
		イブ	17,184	14,472	50,094	47,441	21,482	19,422	66,572	67,345	-2,712	84.2	-2,663	94.7	-2,060	90.4
		イブ	386	324	2,229	1,293	837	708	3,204	2,694	-262	56.3	-946	67.6	-129	84.6
		イブ	214	204	516	485	1,064	1,186	2,516	2,892	-10	95.3	-41	94.0	122	111.5
	殺菌剤	イブ	1,975	1,857	5,491	5,461	3,073	3,485	9,195	9,537	-118	94.0	-30	99.5	-188	94.9
		イブ	3,074	2,539	8,990	7,891	5,739	6,491	15,384	15,375	-456	85.1	-1,099	87.8	-248	95.7
		イブ	519	405	1,234	1,151	2,360	1,782	5,311	4,503	-114	78.0	-83	93.4	-578	75.5
		イブ	0	0	28	27	0	0	28	27	0	-1	96.4	0	-1	96.4
		イブ	1,078	918	2,573	2,411	558	506	1,439	1,475	-160	85.2	-162	93.7	-32	90.7
殺菌剤	イブ	1,602	1,328	3,842	3,597	3,332	2,742	7,205	6,471	-274	82.9	-245	93.6	-350	82.3	
	イブ	46,735	39,431	134,350	123,549	67,301	62,923	200,630	196,558	-5,301	88.2	-10,841	91.9	-4,178	93.8	
	イブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合	計	46,735	39,431	134,350	123,549	67,301	62,923	200,630	196,558	-5,301	88.2	-10,841	91.9	-4,178	93.8	



## 農薬安全使用キャンペーン!

# ニチノ一排気弁マスク キャッププレゼント 実施中

問合せ先: 株式会社ニチノ一緑化  
東京都中央区日本橋小伝馬町14番4号  
TEL 03-3808-2281

## 農薬の安全防除に 作業中の呼吸が楽な、 排気弁付マスクをお使いください!

期間: 6月~8月

対象: 排気弁マスク

内容: 先着40ケース

1ケースにキャップ2個をプレゼント!(合計80個)

キャップ: 有名メーカー品(ミズノ、ブリジストン、マンシングウェア)、定価4,000円前後の品。

サーモメイトキャップ(水に濡らして気化熱で涼しくする夏用ゴルフキャップ)

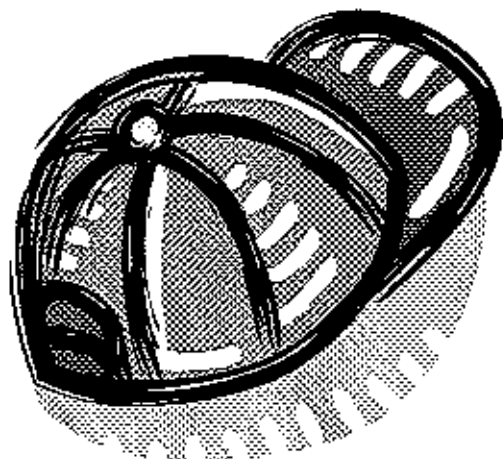
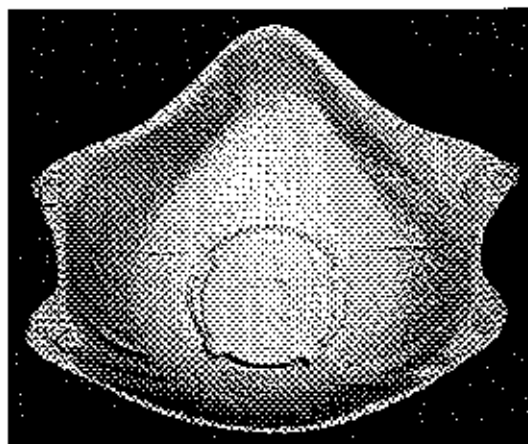
発送: 商品と同時かまたは別途発送いたします。

### ■ニチノ一排気弁マスクの特徴

- ・広範囲な装着性  
農作業をより快適に!
- ・会話してもずれにくいオリジナルデザイン採用  
排気弁付きで、呼吸が楽!
- ・ノーズパッド付きで、ジャストフィット!
- ・金属無使用の環境対策サポート品  
(廃棄時の分別作業不要)
- ・鼻部のフィットも快適でメガネが曇りにくい!
- ・メッシュタイプ締め紐により清涼感があります

■入数 中箱(20袋)・大箱(200袋)  
(1袋1枚入りパック)

■JANコード 4958093037709

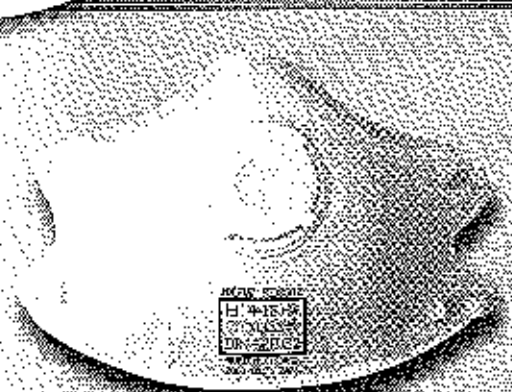




粉剤・液剤  
散布用

# ニチノ一 排気弁マスク

国家検定合格品 DS2適合品



■JANコード 4958093037709

ニチノ一排気弁マスクは、農業、防疫薬、木材薬品、等の薬剤散布をする人々の健康を願って創られた防護マスクです。

## ■ニチノ一排気弁マスクの特徴

- 広範囲な装着性  
農作業をより快適に
- 会話してもすれにくいオリジナルデザイン採用  
排気弁付きで、呼吸が楽!
- ノーズパッド付きで、キャストフィット
- 金属無使用の環境対策サポート品  
(廃棄時の分別作業不要)
- 鼻部のフィットも快適でメガネが曇りにくい!
- メッシュタイプ締めひもにより清涼感があります
- 入数 中箱(20袋)・大箱(200袋)  
(1袋1枚入りパック)

安全性能  
快適性能

を更に  
アップ!

使えばわかる  
快適な  
着け心地!



## ■性能

項目	規格値 (DS2)	ニチノ一排気弁マスク	DS1規格値
検定番号	—	第TM322号	—
使用限度時間	規格値なし	12時間	規格値なし
粒子捕集効率	95%以上	95%以上	80%以上
吸気抵抗	50Pa以下・70Pa以下 (排気弁有)	70Pa以下	60Pa以下
排気抵抗	50Pa以下・70Pa以下 (排気弁有)	70Pa以下	60Pa以下
排気弁の作動気密状態	15秒以上(排気弁有)	15秒以上	15秒以上
吸気抵抗上昇値	規格値なし	200Pa以下	規格値なし
ぬれ透過抵抗値	規格値なし	55Pa以下	規格値なし
二酸化炭素濃度上昇値	1%以下	1%以下	1%以下
重量	規格値なし	20g以下	規格値なし

株式会社ニチノ一緑化

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町1-4-4 同舎ビル6F  
TEL 03-3808-2231 FAX 03-3808-2360

薬剤散布を安全に！



# ニチノ ケミカットエースAZ

国家検定DS1合格品

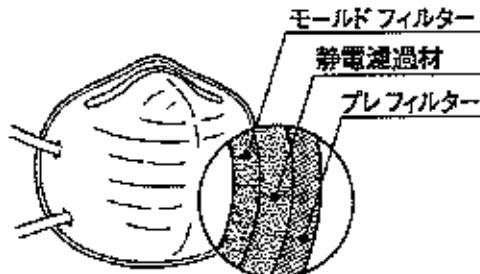
1袋・2枚入り

## ◆ケミカットエースAZの特長

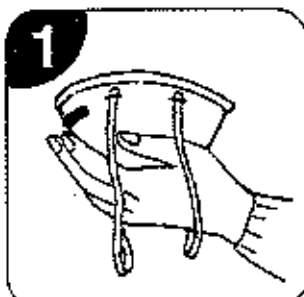
- ① 呼吸がしやすく、使用中でも楽に会話ができます。
- ② 肌ざわりがソフトで違和感がありません。
- ③ 防護性能が高い。
- ④ 装着しやすく、顔にピッタリとフィットします。
- ⑤ 視野を妨げず作業性が良い。
- ⑥ 軽量で取扱いが簡単です。

## ◆ケミカットエースAZの秘密

外面のプレフィルターで「粗大粉塵・ミスト」を防ぎ、さらに超微細繊維からなる静電濾過材と内面のモールドフィルターで「微粉塵・微細ミスト」を防ぎます。



## ..... マスクの着用方法 .....



マスクの鼻あてを前にして、ゴムバンドの中に手を通して持ちます。



マスク内側のスポンジを鼻にあて、上側のヒモを頭部に、下側のヒモを首まわりにかけ、マスクをしっかり顔につけます。



両手で鼻あてを押さえて曲げ、ご自分の鼻に密着させて、その状態で呼吸して空気モレをチェックして下さい。



マスク全面を両手で包むように軽く押さえ、息を吐き出して、内部を陽圧にします。そのままマスクの接頭部から空気の漏れが感じられなければ良いフィットが得られています。

### 正しい 取扱いの ポイント

- ① 上図の手順にしたがって、正しく装着しましょう。
- ② 定期的に新しいマスクに替えましょう。  
使用の限度は12時間が目安です。3時間位の散布作業なら4回まで。ただし、臭気を感じたり、形がずれれば取り替えてください。散布の際はマスクの予備を持ちましょう。
- ③ 降雨時や高温時の散布はひかえましょう。  
マスクが雨でぬれると性能の低下が早まります。汗をかいた時も同様です。気温30℃以上での散布作業は避けましょう。

### 使用の範囲

本製品は、防じんマスクの規格に定められたDS1クラスに適合しております。オイルミストの混在しない作業環境において、一般鉱物性粉じん等の発散している場所における作業に使用できます。

酸素濃度が18%未満の場所、溶接フェーム、放射性粉じんが発生している場所、有毒物質の種類や汚染の程度が明らかでない場所では使用しないでください。

## ◆ケミカットエースAZの性能

項目	社内基準値
使用限度時間	12時間
粒子捕集効率	83%以上
吸気抵抗(40ℓ/min)	30pa以下
排気抵抗(40ℓ/min)	30pa以下
吸気抵抗上昇値(40ℓ/min)	130pa以下
ぬれ抵抗値(30ℓ/min)	40pa以下
二酸化炭素濃度上昇値	1%以下
重量	13g以下



greentechnology

株式会社ニチノ緑化

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町14-4  
TEL 03-3808-2281 FAX 03-3808-2360

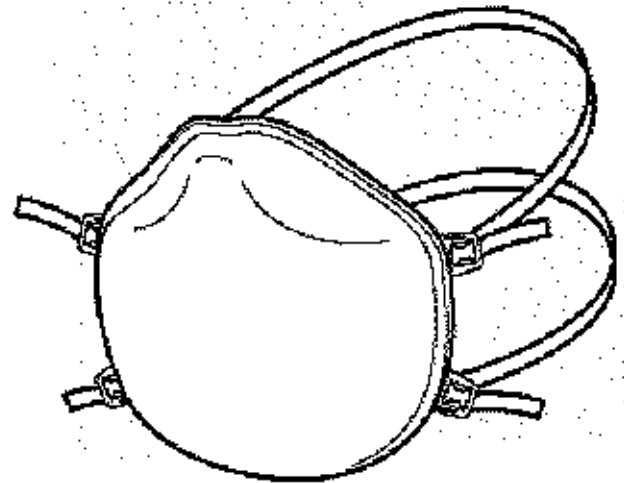
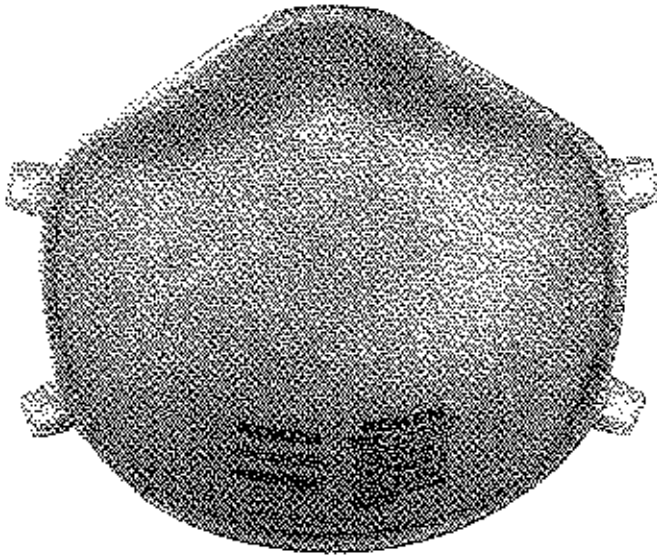
いろいろな顔にしっかりフィット 三次元カーブによるソフトな装着感



# 農薬散布用マスク ライフ 350

国家検定合格 第 TM339 号  
型式名称 サカキ式ハイラック 350 型

薬剤の調合や粉剤・液剤などの農薬散布に

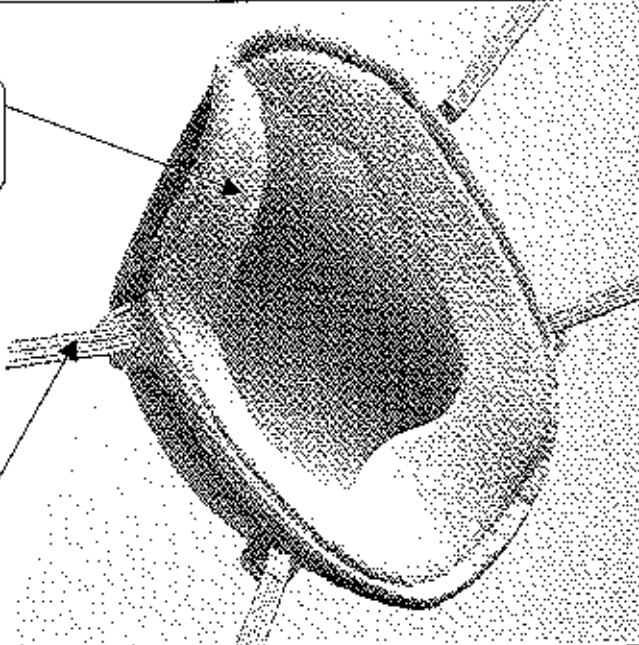


激しい作業でも顔とマスクを密着させやすいしめひも

## ライフ 350 の特徴

肌触りがよく、汗によるべとつきを抑える  
接顔クッション

肌触りが良く、ゴムアレルギーによる肌荒れをおこしにくいしめひも。  
長さ調節も可能です。



### フィットに優れる 立体接顔クッション

独特のカーブを持った曲面により、気密を保つ顔面との接触面積が大幅に広がり、気密性が向上しました。

- ・着用者の顔面の動きに追随するため、マスクのズレによる隙間の発生を抑えます。
- ・着用時の形に近づけた構造のためマスクの変形を防ぎます。
- ・よりソフトな装着感になりました。

△くん蒸剤、くん煙剤、DDVP などのガス化しやすい薬剤には使用しないでください。

ガス状物質には効果がありません。ガス状物質には防毒マスク・送気マスク等をご使用ください。

〈販売元〉



# 全国農薬協同組合

## 梅雨に咲く紫陽花



東京も6月14日入梅し、これから40日ばかりうっとうしい日が続きますが、この梅雨期の庭に鮮やかに咲く紫陽花は、まさに日本の梅雨の風景そのものです。

紫陽花は現在いろいろな色の品種が売られています。青、白、ピンク、紫、赤に緑でも、本来の日本のアジサイは青だったそうです。

紫陽花についてよく言われる話ですが、土壌が酸性だと青くなり、アルカリ性だと赤くなります。もともとの日本の土壌は酸性傾向のため、日本古来の紫陽花は青色だったそうです。「アジサイ」のいわれは、一説によると、「青い花が集まっている」ので、集めるの意味の「あづ」に、青の意味の「さ藍」で「アツサアイ」から「アジサイ」となったということです。



その青い紫陽花が欧米に渡って改良されて、色とりどりの西洋アジサイ（ハイドランジア）が生み出されました。幕末から明治にかけて来日した欧州人が初めて見る美しい紫陽花を母国に持ち帰り、青色以外の色の花を作り出しました。

欧州の土壌はアルカリ性なために、青かった花も自然と赤っぽくなり、また、元来華やかな花を好む欧州人は、色とりどりで

大きな花へと品種改良しました。その西洋アジサイ（ハイドランジア）が、日本に逆輸入され、現在の色とりどりで華やかなアジサイになったと言われています。

〔文責：宮坂〕